

西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務に当たり、広く企画提案を募集し最も適切な者を当該業務の委託先として選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月24日まで

(3) 業務の内容

別紙「西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 委託金額

委託金額の上限は、300,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

なお、業務期間中の各支払い上限金額は次のとおり想定している。

令和7年度	0円
令和8年度	85,000,000円
令和9年度	215,000,000円

(5) 成果品

仕様書に示す製本等の成果品一式、その他設計に係る関係書類一式

(6) 再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げるいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体とする。

(1) 参加資格

- ア 当該事務所において平成28年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、延べ面積が5,000㎡以上の小学校、中学校又は義務教育学校の校舎棟建設に関する基本設計又は実施設計業務を元請けで受注し、完了している実績を有する者であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ウ 3月以上の雇用関係にある管理技術者及び業務主担当者を配置できること。なお、技術提案書に記載した配置予定管理技術者及び業務主担当予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の能力を有する者であるとの発注者の了解を得て変更することができる。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 西脇市に競争入札参加資格業者の登録を行っていること。ただし、登録されていない者については、4(1)の受付期間に登録を行った者であること。
- キ この要領の公告の日以後から契約の日までに、国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 設計共同企業体の資格

- ア 設計共同企業体の構成員数は2者又は3者であること。
- イ 3(1)アの実績は、構成員のいずれかが有すること。
- ウ 構成員の全てが、3(1)イから3(1)クまでの資格を満たす者であること。
- エ 代表者は、出資割合が最大であること。
- オ 各構成員の出資比率は、構成員の数が2者である場合にあつては30%以上、3者である場合にあつては20%以上であること。

- カ 構成員は、他の構成員及び他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
- (3) 参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。
- ア 管理技術者は、参加意思表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- イ 管理技術者は、平成28年4月1日から公示の日までの間に、管理技術者として延べ床面積 3,000㎡以上の公共施設の基本設計又は実施設計に関する業務を完了した実績を有すること。
- ウ 管理技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。

4 競争入札参加資格の追加登録

- (1) 受付期間
公告の日から令和8年2月10日（火）までの平日
- (2) 受付時間（※時間厳守のこと。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 受付場所
西脇市役所3階 都市経営部契約課
- (4) 提出方法
持参または郵送
- (5) 提出書類
西脇市ホームページを参照のこと。
<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>
(1月20日公告 西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務委託に係るプロポーザル)
- (6) その他
追加登録は、この要領の参加資格の条件を全て満たす者で、本件入札に参加申込みを行うもの限り、受付を行う。

5 受託事業者選定に係るスケジュール

項目	期 日	備 考
公告	令和8年1月20日（火）	
現地見学申込	令和8年1月20日（火）から1月29日（木）まで	持参又は郵送（電子メール可）
現地見学（予定）	令和8年2月4日（水） 令和8年2月5日（木）	日時は左記のうち申込者と調整する。
質問書提出期限 （実施要領関係）	令和8年2月10日（火） 午後5時まで	持参又は郵送（電子メール可）

質問書回答期限	令和8年2月16日（月） 午後5時まで	回答はHPに掲載
参加意思表明書の提出期限	令和8年2月18日（水） 午後5時まで	持参又は郵送 （電子メール可）
第一次評価書類の提出期限	令和8年2月24日（火） 午後5時まで	持参又は郵送 （電子メール不可）
第一次評価結果の通知	令和8年2月27日（金）	発送予定
質問書提出期限 （技術提案書等関係）	令和8年3月3日（火） 午後5時まで	持参又は郵送 （電子メール可）
質問書回答期限	令和8年3月9日（月） 午後5時まで	回答は電子メールで回答
第二次評価書類の提出期限(技術提案書)	令和8年4月2日（木） 午後5時必着	持参又は郵送
提案説明 （プレゼンテーション）	令和8年4月上旬 【予定】	会場等については、電子メールにより通知する。
審査結果通知	令和8年4月上旬	発送予定

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 知的財産権の取扱い

ア 著作権

提出を受けた書類（以下「提出書類」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項各号のいずれかに規定する著作物に該当する場合は、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従う。

イ 工業所有権

本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた特許権及び特許を受ける権利は、特許法（昭和34年法律第121号）の定めるところに従う。

また、本業務の履行に伴い生じた発明及び考案等から生じた実用新案件は、実用新案法（昭和34年法律第123号）の定めるところに従う。

ウ 使用許諾

上記ア及びイについて、市は提出書類を必要な範囲において無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類は変更できないものとし、原則として返却しない。

また、提出書類は西脇市情報公開条例（平成17年西脇市条例第21号）の規定に基づき開示又は一部開示することがあるので、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記すること。

(3) 様式データについて

各様式のデータが必要なときは、西脇市ホームページからダウンロードすること。

(4) 現地見学

プロポーザル参加の検討に当たり、許可なく校内への立ち入ることは認めない。希望する者は、次のとおり申し込むこと。

ア 提出書類 現地見学申込書（見学申込様式）

イ 提出期限 令和8年1月29日（木）

ウ 提出方法

持参又は郵送

※電子メールによる提出も可。押印不要

エ 提出先

西脇市教育委員会教育管理部教育総務課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

TEL 0795-22-3111（内4022）

電子メール：gakushuu-kankyuu@city.nishiwaki.lg.jp

オ 見学日

令和8年2月4日（水）又は令和8年2月5日（木）とする。

ただし、市の都合等により日程を変更する場合がある。

カ その他

参加人数は3人以下とし、校舎内の撮影等は認めない。

7 各質問の受付及び回答

(1) 提出書類 実施要領等に関する質問書（様式第1号）

(2) 提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、期限までに必着のこと（以下郵送の場合は同じ）。）とする。

※電子メールによる提出も可。ただし、送信したことを提出先まで電話連絡の上、原本は後日代表者印を押して提出すること。

(4) 提出先

西脇市教育委員会教育管理部教育総務課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128番地の1

TEL 0795-22-3111 (内4022)

電子メール : gakushuu-kankyuu@city.nishiwaki.lg.jp

(5) 質問の回答

令和8年2月16日(月)午後5時を最終期限として、回答内容を随時西脇市ホームページに掲載する。

(6) 提出書類 技術提案書等に関する質問書(様式第10号)

(7) 提出期限 令和8年3月3日(火)午後5時まで

(8) 提出方法 持参又は郵送とする。

※電子メールによる提出も可。ただし、送信したことを提出先まで電話連絡の上、原本は後日代表者印を押して提出すること。

(9) 提出先 上記7(4)の提出先のとおり

(10) 質問の回答

令和8年3月9日(月)午後5時を最終期限として、回答内容を随時電子メールで回答する。

8 参加の意思表示

(1) 参加を希望する場合は、参加意思表示書(様式第2号)を提出すること。ただし、参加意思表示書の提出後に参加辞退をする場合は、辞退届(様式第3号)を提出すること。

(2) 提出期限 令和8年2月18日(水)午後5時まで

(3) 提出先 上記7(4)の提出先のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送

※電子メールによる提出も可。ただし、送信したことを提出先まで電話連絡の上、原本は後日代表者印を押して提出すること。

9 第一次評価書類(参加資格の確認書類等)の提出方法

(1) 参加資格の確認書類関係を提出すること。

(2) 提出期限 令和8年2月24日(火)午後5時まで

(3) 提出先 上記7(4)の提出先のとおり

(4) 提出方法 持参又は郵送(電子メール不可)

(5) 提出書類

ア 様式第4号 企業実績調書

イ 様式第5号 担当チームの概要

ウ 様式第6号 技術者数・保有資格調書

エ 様式第7号 共同企業体業務実績調書

オ 様式第8号 管理技術者の経歴等

カ 様式第9号 各主任担当技術者の経歴等

10 第二次評価書類(技術提案書等)の提出方法

(1) 技術提案書関係を提出すること。

- (2) 提出期限 令和8年4月2日(木)午後5時まで
- (3) 提出先 上記7(4)の提出先のとおり
- (4) 提出方法 持参又は郵送(電子メール不可)
- (5) 提出書類

- ア 様式第11号 技術提案書(表紙)
- イ 様式第12号 業務体制図
- ウ 様式第13号 業務の実施方針
- エ 様式第14号 業務実施スケジュール
- オ 様式第15号 技術提案書
- カ 業務委託の見積書(任意様式)

(6) 技術提案書の提出

技術提案書の内容は、実施要領及び仕様書により作成されたものとし、次の書類を提出するものとする。

ア 技術提案書

正本1部、副本10部

イ 提出時の注意事項

(7) 技術提案書はクリップ留めで提出のこと(ホッチキス留め不可)。

(8) 副本の技術提案書には、事業者の法人名称等、事業者を特定できる事項を一切記載しないこと。

ウ 提出期限 令和8年4月2日(木)午後5時必着

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は封筒の表に「プロポーザル参加」と朱書きのこと。)

オ 提出先 上記7(4)の提出先のとおり

11 評価の方法

技術提案書及びプレゼンテーションの評価については、別紙に定める評価項目に基づき評価し、優先交渉権者を選定する。

なお、評価は、西脇南中学校区統合小学校改築工事基本設計・実施設計等業務委託事業者選定委員会により実施するものとする。

(1) 評価

ア 選定委員会

選定委員会は8人の選定委員会委員により評価を行う。なお、委員は、市職員等で構成するが、公表しない。

イ 評価方法

先に提出された技術提案書の内容及びそれに基づいたプレゼンテーション、質疑応答により評価を行う。

ウ 評価順番

プレゼンテーションの評価順は、技術提案書の提出日時が提

出期限に近い参加者から1番とする。

エ プレゼンテーションについて

(7) 実施日

令和8年4月上旬【予定】

※実施日時及び会場については、参加意思表明者に対して電子メール等により通知する。

(8) 時間配分

プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分以内とする。

(9) 説明者等

提案説明者は5人までの入室を認める。なお、原則として主たる説明は、本業務を実際に担当する業務主担当予定者が行うこと。

(10) 傍聴

他の提案者の傍聴（会場への入室）は認めない。

(11) 使用機材

プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター（端子：HDMI/RGB/USB）、ケーブル、スクリーンは市が用意する。その他の機器については提案者が持ち込むこと。

(2) その他

ア 提出された書類等は返却しない。

イ 今回の技術提案書の作成及び提出等に関する費用は、全て参加者負担とする。

ウ プレゼンテーション時の追加資料については、一切受理しない。

12 受託候補者の決定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が成立した場合に受託候補者として決定するものとする。協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに優先交渉権者が失格した場合は、上記11による次位得点者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

13 評価結果の公表及び通知

評価結果は、優先交渉権者の名称及び評価点の合計点について、西脇市ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、評価結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、評価結果について異議の申立ては受け付けない。

評価結果公表後、市が指定する日時場所において、参加意思表明者は提出された全ての技術提案書を閲覧することができることとする。

る。

14 その他

(1) 欠格事項

ア 提出期限に遅れた場合

イ 選定結果に影響を与えるような行為があった場合

(2) 参加者は、選定委員会委員への接触を禁じる。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、提出された技術提案書を無効とし、契約を締結した場合には、これを解除することができる。

(4) 見積金額が業務内容に対して、著しく乖離している者がいる場合は、当該参加者に対し、業務実施方針等の妥当性を確認することがある。

(5) 技術提案書の無効

提出書類については、この要領及び仕様書等に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。